

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石山治義の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、内容が確定して内部的に成立した判決について、その宣告のみを実体審理に関与しない裁判官を行うことは、口頭主義・直接主義の要請になんら反するものではなく、刑訴法三一五条但書はこの理を明らかにしたものであつて、所論は前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、同法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年七月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次